

損害賠償を給料から差し引けるか

Q 事故を起こして会社に損害を与えたという理由で、今月の給料から5万円が差し引かれました。私の落ち度で会社に損害を与えたのは事実なので、仕方がないのでしょうか。もともとの給料が少ない中で5万円も差し引かれるのでは、生活が苦しくなってしまいます。

A 労働基準法の賃金に関する原則

労働基準法には、労働者の生活安定のため、賃金支払いについて、通貨払いの原則・直接払いの原則・全額払いの原則・毎月1回以上払いの原則と呼ばれる4つの原則が定められています（労基法24条）。

通貨払いの原則とは、換金が難しい現物支給でなく、現金で支払わなければならないということです。

直接払いの原則とは、労働者を取りまとめる親方や未成年者の親などが賃金を代理受領して中間搾取することを許さないということです。

全額払いの原則とは、使用者が寮費や食費、損害賠償金など様々な費目を給与から勝手に差し引いてしまうことを禁止するものです（ただし、14ページのコラムで記載する例外があります）。

そして毎月1回以上払いの原則とは、賃金を毎月1回以上、一定の期日を決めて支払わなければならないというものです。「3ヵ月ごとに払う」とか、「お金があるときに支払う」ということが許されてしまうと、労働者の生活が不安定になるので、毎月1回以上、決まった日に支払うことが義務付けられているのです。

あなたの落ち度で会社に損害を与えた場合でも、損害賠償金を給与から差し引くことは、賃金の全額払いの原則に反し、労働基準法24条違反にあたるので、許されません。



最低賃金制度について

もともと給料が低いということですが、最低賃金よりも低い可能性はありませんか。

賃金額は、労働者と使用者が契約によって自由に決めるものではありますが、自由競争に任せると弱い立場の労働者が生活できないレベルの低賃金を押しつけられることになりかねません。そこで、最低賃金法により、賃金額の最低限度を決めて、使用者にそれを守るように強制する最低賃金制度が定められています。

現在、最低賃金は、①各都道府県の地方最低賃金審議会の審議に基づき労働局長が定める地域別最低賃金と、②地域内の特定の労使による申請を受けて産業別に設定される特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

日本の地域別最低賃金は、全国加重平均で時給902円、最も高い東京都でも時給1013円（2021年6月現在）と、他の先進国に比べて低い水準で、生活保護費との逆転現象も問題になっているほどです。昨今では、最低賃金にも達しない賃金を受給しているケースもみられますので、あまりにも賃金額が低い場合、運輸労連に相談し、最低賃金を超えているかチェックしてみましょう。

（小竹広子）